

今月の内容

- ◆令和4年10月より  
雇用保険料率が変わります
- ◆令和4年10月より  
社会保険対象者や育休保険料免除が変わります

## 令和4年10月より 雇用保険料率が変わります

令和4年10月より、雇用保険料率（労働者及び事業主負担）が以下のように改定されます。

### 《令和4年10月1日～令和5年3月31日の雇用保険料率》

	①労働者負担	②事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
(R4年9月まで)	3/1000	6.5/1000	9.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000
(R4年9月まで)	4/1000	8.5/1000	12.5/1000

- ★ 令和4年10月分給与（給与が翌月払いの場合は11月に支給する給与）を計算する際に、雇用保険料率の設定を **5/1000**（建設業は6/1000）に変更してください。

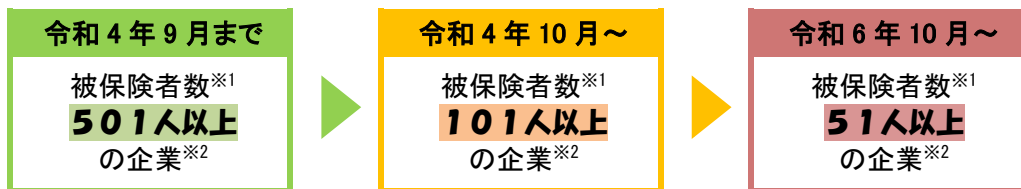
## 令和4年10月より 社会保険対象者や育休保険料免除が変わります

### 1. 101人以上の事業所で、短時間労働者の社会保険加入が義務化

令和4年10月1日より、厚生年金保険の被保険者数が101人以上の事業所で働く短時間労働者も、健康保険・厚生年金保険の加入対象になります。

（令和6年10月1日からは、51人以上の事業所で働く短時間労働者も対象になります。）

#### STEP1：対象となる事業所（特定適用事業所）



※1 「被保険者数」… 特定適用事業所になる前の厚生年金の被保険者数

※2 「企業」… 法人番号が同一の全事業所

#### STEP2：新たな加入対象者

特定適用事業所に勤務する短時間労働者で、以下の全てに該当する方は、社会保険の加入対象になります。

週の所定労働時間が20時間以上

月額賃金が8.8万円以上

2か月を超える雇用の見込みがある

昼間学生ではない

## 2. 雇用期間が2か月以内でも、一定の場合は社会保険に加入

これまで、2か月以内の期間を定めて雇用される方は社会保険の適用除外とされていましたが、令和4年10月1日以降は、当初の雇用期間が2か月以内であっても、以下のいずれかに該当する場合は、**当初（入社日）から**社会保険に加入させることが必要になります。

### 《雇用期間が2か月以内であっても社会保険に加入する場合》

ア. 就業規則や雇用契約書等において、その雇用契約が「**更新される**」又は「**更新される場合がある**」旨が明示されている場合

イ. 同一事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が、更新等により、**最初の雇用契約期間を超えて雇用された実績**がある場合

## 3. 育休期間中の保険料免除要件の変更

育児休業期間中は、事業主が届出を行うことにより社会保険料が免除されますが、令和4年10月1日より、免除要件が以下のように変わります。

### ①給与にかかる保険料

従前の「末日が育児休業期間中である月」に加え、「**同月中に14日以上**育児休業を取得した月」も免除対象になります。

〔例〕

改正前	9月	10月	改正後	10月	11月
	免除	免除されない		免除	免除されない
	育休7日			育休7日	
	9月	10月		10月	11月
	免除されない	免除されない	免除	免除されない	
	育休期間14日			育休期間14日	

### ②賞与にかかる保険料

暦日で**1か月を超える**育児休業を取得した場合のみ、免除対象になります。

〔例〕

改正前	9月	10月	改正後	10月	11月
	免除	免除されない		免除されない	免除されない
	育休7日			育休7日	
	10月	11月		10月	11月
	免除	免除されない	免除	免除されない	
	育休期間35日			育休期間35日	